平成２３年（フ）第２０６０号
福岡市東区三苫１丁目３番41号
債務者　平川　静喜
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６５号
福岡市中央区草香江１丁目９番12号
債務者　並河　宏尚
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６６号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目13―29―203
債務者　岸川　一惠
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６９号
福岡県大野城市白木原２丁目４番36号プレッシャス末岡502号
債務者　吉田智恵子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７２号
福岡県福津市西福間２丁目５番38号
債務者　中川　稔晴
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１００号
福岡県筑紫野市二日市北３丁目２番14―103号
債務者　牟田　光男
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２４号
福岡県春日市伯玄町２丁目51番地モントーレ春日アヴァンティ203号
債務者　丹下　芳枝（旧姓久保山・八木）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２５号
福岡県春日市須玖南５丁目60番地春日須玖パークホームズ104号
債務者　佐久間　彩（旧姓有田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４０号
福岡市博多区諸岡５丁目25番38号
債務者　是井　隆志
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４１号
福岡市博多区諸岡５丁目25番38号
債務者　是井　佳世（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４６号
福岡市南区桧原７丁目15番１号
債務者　田中　悠介
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４７号
福岡市南区桧原７丁目15番１号
債務者　田中由美子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１５９号
福岡市博多区三筑１丁目３番８号
債務者　渡辺　幸一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６０号
福岡市博多区三筑１丁目３番８号
債務者　渡辺万紀子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６２号
福岡市博多区上牟田１丁目９―８―101号
債務者　荒木　一男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６３号
福岡市東区多の津５丁目５番８―232号
債務者　中川功次郎
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６５号
福岡市博多区竹下４丁目４番１―202号
債務者　藤田　千枝（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７７号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目26番25号
債務者　藤倉　　武
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部